

■要介護認定関係資料提供申請について

介護保険サービス利用者の介護サービス計画作成等を行う居宅介護支援事業者等に対し、当該利用者の要介護認定等に関わる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書の情報を提供します。（情報の提供は、当該利用者が町に対し、要介護認定等申請書において、情報提供に同意している場合に限りです。）

要介護認定関係資料提供申請の方法

（１）窓口での受け取り

- ① 要介護認定関係資料提供申請書を FAX（健康福祉課高齢者支援係宛）で送信してください。
※受け取りに来る日の前営業日 16 時まで送信してください。
- ② 申請書原本（両面印刷）をご持参のうえ、健康福祉課へ来庁し、複写手数料を納付書により役場会計課にてお支払いください。
- ③ 領収書を確認したのち、資料をお渡しします。その際受け取りサインをお願いいたします。

（２）郵送での受け取り

- ① 次のものを郵送で、上三川町健康福祉課宛に送付してください。
 - ・「要介護認定関係資料提供申請書」
 - ・「返送用封筒」※資料は 1 人につき A3 版 4 枚程度になります。資料が入る大きさの封筒をご用意ください。
※封筒には切手を貼付し、返送先の住所を記入してください。
- ② ①が届き次第、上三川町健康福祉課から資料・納付書を送付します。
- ③ 納付書により、複写手数料をお支払いください。

※複写手数料は A3 版 1 枚につき 20 円です。